

高知市「高知県の観光と物産展」出店支援事業費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知市「高知県の観光と物産展」出店支援事業費補助金の交付に関し、高知市「高知県の観光と物産展」出店支援事業費補助金交付要綱（令和6年9月19日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は申請者又は申請者が直接雇用している従業員に係るものを対象とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は要綱第4条に定めるものとし、その細目は別表1に掲げるものとする。

(補助金額)

第4条 要綱第5条第1号ウの補助対象経費については、申請者が定める自社の旅費規程又は実際の出張に要した実費のいずれか少ない方の額とする。

2 補助金額については、補助金認定申請額が予算額を超過している際には、予定予算額を申請数で按分することとし、上限金額を再度決定することとする。

(申請回数の制限)

第5条 複数の中小企業者について、代表者又は所在地（個人の場合は住所）が同一の場合は、いずれか1の中小企業者についてのみ、申請できるものとする。

附 則

この要領は、令和6年9月19日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表1

区分	補助対象経費	補助金額	備考
交通費	<p>(1) 交通費（公共交通機関に限る） (注)</p> <ul style="list-style-type: none">・申請者又は申請者が直接雇用している従業員に係るものを対象とする。・公共交通機関に係る交通費については、高知県内の移動に係るものを除く。・タクシー、地下鉄、レンタカー等の現地交通費を除く。・グリーン席等の特別料金を除く。・航空運賃は普通航空運賃を対象とする。	<p>(1) 補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、1名分までの経費を対象とし、1人あたり4万円を限度とする。</p>	<p>(1) 補助対象経費の額は、消費税及び地方消費税を除く額とする。 (2) 他の補助金等の交付決定を受けた経費は対象としない。 (3) 補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>